



HP「辻よし子と歩む会」で検索

会派くさしぎ 辻よし子の 市議会レポート

☎ 197-0802

あきる野市草花 3012-20

T&F : 042-559-6941

携帯 : 090-9386-1275

e-mail : kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず、コツコツと手作りの政治を！

6月議会 一般質問1 より開かれた 情報公開を

<情報公開は、民主主義の根幹>

国会で大きな問題になっている森友学園の国有地の値引きについて、最初におかしいと気づいて明るみに出したのは、豊中市の市議でした。情報公開請求したところ、土地の価格が黒塗り（非開示）になっていたからです。普通であれば開示される情報なのに「なぜ？」というのが、事の始まりでした。

情報公開制度は、まだあまり馴染みのある制度ではないかもしれませんが、民主主義の根幹をなす重要な制度です。私もこの制度を使って様々な情報を得て、議会活動に活かしています。市政について知りたい情報があれば、あきる野市役所4階の市民情報コーナーで開示の申請ができます。

<あきる野市の情報公開は後れている？>

一般質問に当たり、議会事務局を通して東京26市に情報公開制度に関するアンケート調査をしました。その結果、あきる野市の情報公開制度は他市に比べて後れている点が多いことが分かりました。

<誰でも開示請求できるように>

あきる野市の情報公開条例では開示請求できる人を、市内在住、在勤、在学、利害関係者に限っています。昨今、医療や介護を中心に行政サービスの広

域化が進み、環境問題など市域を超えて取り組むべき課題が増えている中、市の政策や調査結果などは積極的に共有すべきではないでしょうか。

26市中16市では、市内外を問わず誰でも請求できます（さらに1市増える予定）。

あきる野市の制度には、市が任意に認めれば市外の人でも請求できる仕組みがありますが、これには不服審査請求権がありません。請求した情報が黒塗りされていたり、「不存在」として一切情報が出て来なかった場合に、納得できなければ第三者機関に審査を求める権利です。市外の請求者にこの権利を与えていないのは、あきる野市を含めて6市のみです。

<「黒塗り」は最低限に>

これまで私が開示請求したうち、黒塗りになった情報も少なくありません。もちろん、個人情報保護の観点等から非開示にすべき情報もあります。しかし、市民に無用の誤解や混乱を招く恐れがあるという理由で非開示になり、納得のいかなかったケースもあります。根拠になっている条文を見ると、他市の条例よりも非開示の幅が広いことが分かりました。1999年に国の情報公開法が公布され、より開かれた情報公開の在り方が示されました。それに合わせて多くの自治体が条例の全面改正をおこないましたが、なぜかあきる野市は全面改正していません。そのために、他市に比べて公開性の低い条例になっているのだと思います。

一般質問で条文の改正を求めたところ、検討するとの答弁があり、特に非開示情報について定めた9条の改正については、前向きな答弁がありました。



6月議会 一般質問2 区画整理の 見える化を

引田駅北口の土地区画整理事業に反対の立場であることは変わりありませんが、一方で、着々と進む事業のあり方をチェックする必要

もあります。今回は換地設計（それぞれの地権者の土地をどのように移すかを示したもの）について質

問しました。羽村市では換地設計の根拠となる情報をオープンにし、地権者の意見を取り入れながら設計を進めています。あきる野市でも、先進地に学んで透明性のある民主的な方法で換地設計をするように求めました。

6月議会 一般質問3

適正な管理のために

太陽光発電の条例を

私の住む草花地区で太陽光発電所の開発計画が浮上し、地域の方から相談を受けたのが昨年秋でした。現地の状態から見て、土砂流出など近隣住民の生活環境に大きな影響が及

常任委員会で質問

市街地の農地を保全するために

私の所属している環境建設委員会で、市街化区域における農地の保全について質問をしました。

畑の隅に「生産緑地」と書かれた白い杭が立っているのをご覧になったことがあるのではないのでしょうか。市街化区域の農地は、市街化調整区域の農地に比べて、桁違いに高い税金が課せられます。そこで、市街化区域の農地を保全する目的で、1974年に税の優遇措置を図る生産緑地制度が設けられました。

しかし、宅地化される農地が増える一方であるため、1992年に東京を含む三大都市圏では、宅地化する農地と保全する農地を明確に分けるための法改正があり、改めて生産緑地の指定がおこなわれました。生産緑地の指定を受けるためには、①30年間農地として管理し続けること、②500㎡以上であること、③良好な生活環境に寄与し公共用地として適していること、という厳しい条件が付きましました。

間もなく30年の期限を迎えるにあたって、昨年、



ぶことが危惧されました。幸い事業者が計画を取り下げて問題は解決しましたが、改めて、太陽光発電事業を適正に管理するために、市独自の条例が必要なことを実感しました。

市では既存の「都市環境条例」に太陽光発電所を加える方針のようですが、「都市環境条例」には、住民説明会の開催方法など、同意までの手続きが具体的に示されていません。また、山間部での開発事業が「都市環境」の対象になるのかという疑問もあります。そこで、他の自治体の太陽光発電事業についての条例内容を調べ、問題提起をしました。



法改正がおこなわれました。今回は、都市農地の価値を再認識し、都市農地を保全する方向での改正となりました。その一つとして、生産緑地に指定できる面積が「500㎡以上」であったものを、自治体が条例で定めれば「300㎡以上」にできるという内容が盛り込まれています。そこで、あきる野市としてどのような検討が進んでいるのか質問しました。

すでにあきる野市農業委員会からは、条例で300㎡以上とするよう要望書が出されているそうです。要望書を出すにあたっては農業者にアンケート調査をおこなったとのことですが、アンケート調査が1000㎡以上の農地を持っている農業従事者を対象にしていることや、回収率が低かったこと等、いくつか課題があります。一方、都市計画課では、これから小規模な農地所有者を含めて詳細な意向調査をおこなうとのことですので、調査結果に注目したいと思います。

また今後は、広い範囲に点在する農地を一括して生産緑地に指定できる可能性もあり、そうすると300㎡にする必要があるのかどうか、検討する

余地がありそうです。

さらに、注目されるのは、今国会で審議されている「都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令」です。この政令によって、NPOや企業が直接農地所有者から農地を借り、「市民農園」として運用できるようになります。市内では、農家の高

補正予算に反対

教員の負担軽減に、本当に必要なことは？

6月議会に提案された補正予算に、学校教育に関する予算がありました。その一つが、小中学校にスクール・サポート・スタッフ（以下、SSS）という、新しい非常勤職員を配置するための予算です。

文科省の調査（2016年度）によれば、実に小学校の先生の約3割、中学校の先生の約6割が過労死ラインに達する働き方をしています。しかも、先生にとって肝心な仕事に時間が取れず、「授業の準備をする時間が足りない」「子どもたちとゆっくり関わる余裕がない」といった悲痛な声が学校現場から上がっています。それにもかかわらず、道徳教育の教科化や小学校における外国語教育の導入、それに伴う授業時数の増加など、現場の負担は増えるばかりです。今回のSSSは、そうした教員の負担軽減策として文科省が考えた制度です。

SSSの仕事は、学習プリントの印刷や丸付け、授業準備の手伝いといった事務的な仕事で、採用において教員資格は必要ありません。今年度は市内15校の内、2校に1人ずつ（週30時間）配置されることになっています。しかし、SSSの配置で、果たしてどれだけ教員の負担軽減につながるのか疑問です。プリントの印刷は機械の性能が上がっているのに、それほど時間を要する仕事ではありません。一方、学習プリントの丸付けは子どもたちの習熟度を知るために他人には頼めないことも多いはず。現在、小中学校には様々な形で非常勤職員やボランティアなどの外部人材が関わっているのに、コーディネートの副校長の負担がさらに増える心配もあります。

また、SSSは事務的な仕事をするのが原則で

齢化や後継者不足等が原因で、毎年2～3ヘクタールの農地が失われています。農地は食の面だけではなく、環境、防災、教育など多様な価値を持つ「市の宝」とも言えます。農家の意向を尊重しながら民間の力も活用して、ぜひ、農地の保全を図っていききたいものです。

すが、具体的な働き方は学校の裁量に任されているので、教員補助として直接子どもに関わる場面も出てくる可能性があります。そうなったときに、働く側の心構えや準備、担任や他の補助教員との連携体制等は、万全と言えるのでしょうか。

議会では、こうした疑問点について教育委員会に質問しましたが、実際にスタートしてみないと分からない点が多いようで、納得のいく答弁は得られませんでした。

教員の過労の実態から考えれば、正職員の数を増やす、1クラスの児童数を減らす、授業時間を減らす、といった抜本的な改革こそが必要です。そこには手を付けず対症療法的な対策で、しかも、本当にどれだけ負担軽減につながるのかはっきりしない制度に賛成することはできません。

もう一つの問題は、オリンピック・パラリンピック教育の補正予算です。2年前から市内全校で、各学年毎週1時間オリンピック・パラリンピックに関わる授業が義務付けられ、教員の負担増につながっています。特に今年度は、これまで比較的自由に使うことのできた予算に、原則、講師料に充てるという制限が付きましました。そのため、学校によっては新たなプログラムを組む必要があり、さらに教員の負担が増す恐れがあります。

このような、賛成できない事業が含まれることから、補正予算に反対しました。



もっと必要な市民サービスがあるのでは… マイナンバーカードによるコンビニ交付

あきる野市では今年10月から、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書のコンビニ交付が始まる予定です。確かに、市役所まで行かなくても済むのは便利かもしれません。しかし、利用できるのはマイナンバーカードを持っている人だけで、現在、あきる野市民の1割程度です。

コンビニ交付にかかるランニングコストは年830万円。昨年度の4つの証明書の交付枚数から割り出すと1枚当たりの経費は、低く見積もっても約1100円になります。手数料は市役所窓口と同額の200円ですから、残り900円を税金でまかなうこととなります。

市民のみなさんからは、地域交通の充実、高齢者への福祉サービスの拡充、道路の補修、河川環境の整備、飼い主のいない猫への対策支援等々、様々な要望が寄せられています。予算が足りないという理由で遅々として進まない事業が多い中、なぜ、証明書のコンビニ交付を急ぐのか、行政サー

ビスとしての優先順位が間違っているのではないのでしょうか。

マイナンバー制度については情報漏洩の危険性や個人情報の国家管理のあり方などを巡って様々な批判があり、先行き不透明な制度です。国は、マイナンバーカードを普及させるために、コンビニ交付を奨励していますが、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と謳った地方自治法の理念にも反します。地方は政府の下請け機関ではありません。市民のために、政府にNO！ということも必要ではないのでしょうか。

今回議会に出された印鑑条例の一部改正は、コンビニ交付に向けての改正であるために、討論をした上で反対しました。



主な審議の結果（6月定例会議）

| (○は賛成、×は反対) | くさしぎ (辻) | 自民党 志清会 | 公明党 | 未来 | 共産党 | 結果 |
|------------------------|-------------|------------|-----|----|-----|----|
| 賦課徴収条例等の一部改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 印鑑条例の一部改正 | × | ○ | ○ | ○ | × | 可決 |
| 放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 平成30年度 一般会計補正予算（第2号） | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |

会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015年10月の補欠選挙で初当選。現在2期目。常任委員会は、環境建設委員会に所属。夫、高2の次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



HPをご覧ください！